

I P通信網サービス契約約款 共通編 【現改比較表】 2024年2月1日現在

～2024年3月31日

2024年4月1日～

▲ I P通信網サービス契約約款 共通編 (平成11年経企第35号)

実施 平成11年7月1日

附 則 (平成30年3月26日 NS才第00323192号)

1～3 (略)

4 当社は、第3種契約者等から前項の請求等があったときは、次の場合にかぎり、その請求等を承諾します。

ア 変更後の電気通信サービスを提供するために必要な電気通信設備に余裕があるとき。

イ その他当社の業務の遂行上支障がないとき。

5～7 (略)

▲ I P通信網サービス契約約款 共通編 (平成11年経企第35号)

実施 平成11年7月1日

附 則 (平成30年3月26日 NS才第00323192号)

1～3 (略)

4 当社は、第3種契約者等から前項の請求等があったときは、次の場合にかぎり、その請求等を承諾します。

ア 変更後の電気通信サービスを提供するために必要な電気通信設備に余裕があるとき。

イ 第3種契約者等が別冊 (オープンコンピュータ通信網サービス (第2種オープンコンピュータ通信網サービスを除きます)) に定める工事キャンセル手数料の規定の内容を承諾するとき。

ウ その他当社の業務の遂行上支障がないとき。

5～7 (略)

附 則 (令和6年1月29日 CNS1サ第000400004597-01号)

(実施期日)

1 この改正規定は、令和6年4月1日から実施します。

(経過措置)

2 当社は、NS才第00323192号 (平成30年3月26日) の附則の規定により提供している第3種オープンコンピュータ通信網サービス、第5種オープンコンピュータ通信網サービス及び第8種オープンコンピュータ通信網サービスについて、別冊 (オープンコンピュータ通信網サービス (第2種オープンコンピュータ通信網サービスを除きます)) に定める工事キャンセル手数料を適用します。

3 NS才第00323192号 (平成30年3月26日) の附則の4の規定をこの改正規定実施の日をもって次のとおり変更します。

4 当社は、第3種契約者等から前項の請求等があったときは、次の場合にかぎり、その請求等を承諾します。

ア 変更後の電気通信サービスを提供するために必要な電気通信設備に余裕があるとき。

| I P通信網サービス契約約款 共通編 【現改比較表】 2024年2月1日現在 |   |
|--|---|
| ～2024年3月31日                            | 2024年4月1日～  |
|  | <p><u>イ 第3種契約者等が別冊（オープンコンピュータ通信網サービス（第2種オープンコンピュータ通信網サービスを除きます））に定める工事キャンセル手数料の規定の内容を承諾するとき。</u></p> <p><u>ウ その他当社の業務の遂行上支障がないとき。</u></p> <p><u>4 この改正規定実施前に、I P通信網契約者から請求のあった工事等については、工事キャンセル手数料を適用しません。</u></p> |